## キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：千円）

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ | 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 原材料、商品又はサービスの購入による支出 | △ 18,694,497 |
| | 人件費支出 | △ 14,517,486 |
| | その他の業務支出 | △ 591,127 |
| | 運営費交付金収入 | 5,840,905 |
| | 授業料収入 | 535,252 |
| | 入学料収入 | 50,647 |
| | 検定料収入 | 17,804 |
| | 附属病院収入 | 27,513,379 |
| | 受託研究収入 | 686,627 |
| | 共同研究収入 | 311,534 |
| | 受託事業等収入 | 138,677 |
| | 補助金等収入 | 472,656 |
| | 科学研究費助成事業等預り金の増減額 | △ 1,071 |
| | 預り金の増減額 | 46,715 |
| | 寄附金収入 | 312,636 |
| | その他の収入 | 284,083 |
| | 小計 | 2,406,736 |
| | 業務活動によるキャッシュ・フロー | 2,406,736 |
| Ⅱ | 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 定期預金の預入れによる支出 | △ 2,500,000 |
| | 定期預金の払戻しによる収入 | 2,500,000 |
| | 有形固定資産の取得による支出 | △ 5,398,815 |
| | 無形固定資産の取得による支出 | △ 129,223 |
| | 減価償却引当特定資産の繰入による支出 | △ 280,568 |
| | 施設費による収入 | 1,007,184 |
| | 資産除去債務の履行による支出 | △ 3,996 |
| | 小計 | △ 4,805,418 |
| | 利息及び配当金の受取額 | 19,525 |
| | 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 4,785,893 |
| Ⅲ | 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| | ファイナンス・リース債務の返済による支出 | △ 502,925 |
| | 大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出 | △ 41,364 |
| | 長期借入れによる収入 | 2,062,936 |
| | 長期借入金の返済による支出 | △ 1,330,896 |
| | 小計 | 187,750 |
| | 利息の支払額 | △ 80,064 |
| | 財務活動によるキャッシュ・フロー | 107,685 |
| Ⅳ | 資金増加額 | △ 2,271,471 |
| Ⅴ | 資金期首残高 | 10,204,666 |
| Ⅵ | 資金期末残高 | 7,933,194 |

## 利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | 当期未処分利益 | | | 273,688,037 |
| | 当期総利益 | | 273,688,037 | |
| Ⅱ | 利益処分額 | | | |
| | 積立金 | | — | |
| | 国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額 | | | |
| | 教育研究診療環境整備積立金 | 273,688,037 | 273,688,037 | 273,688,037 |

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂））を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、文部科学省の指示に従い基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）については業務達成基準及び期間進行基準を、特殊要因運営費交付金については費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　　６～50年
構築物　　10～60年
工具器具備品　３～15年

なお、研究期間に定めがある受託研究収入等により購入した償却資産については、当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合には、購入時において当該受託研究期間を耐用年数とし、当該資産を当該研究の終了後も使用する予定である場合には、税法上の法定耐用年数としております。当該取扱いについては、共同研究や受託事業等についても同様です。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第85）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。